



FAX飛躍

JR東労組 東京地本青年部

これ以上組合員の声を封殺することは許さない！

シリーズその③

③ 今回の事態は、不当労働行為に対するたたかい方を決めた大会決定に反する。

★具体的に大会決定のどこに反しているのか理解できない！

大会決定とは「いつ開催された大会を指しているか」を説明していただきたい。その上で、大会決定された事項を全組合員に説明するべきです。

個人訴訟が「今回の事態」と表現されること自体が、日々職場で奮闘している組合員を見下し切り捨てていることです。また、大会では賛成意見と反対意見双方の意見をくみ取る組合民主主義でなければいけません。労働者を守らず会社との関係ばかり気にして本来やるべき労働運動をやらない中央本部に対して、東京地本の全組合員は強い怒りを持っていることを認識するべきです！

④ 今回の個人訴訟は、本部はもとより12地本の総意に基づく行動ではない。

★起ち上がった仲間を見捨てる中央本部は、もはや労働組合ではない！

なぜ、個人訴訟は12地本の総意に基づく行動でなければいけないのか説明を求めます。職場でたたかえと中央本部は提起していますが、職場でも団体交渉を経ても不当労働行為が止まらず限界であるから個人訴訟に勇気を持って起ち上がったのです。

日本国憲法第32条では「何人も裁判所において裁判を受ける権利を奪われない」と明記されています。中央本部は、日本国憲法までも労働者から剥奪しようとするのでしょうか？起ち上がった仲間を見捨てる中央本部は、もはや労働組合ではない！

1人の仲間を守れず、何を守るのか！